

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、綾川町の土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（区画整理事業）仲和田地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を綾川町経済課において平成24年2月15日から同年3月6日まで縦覧に供する。

平成24年2月10日

香川県知事 浜 田 恵 造